

事務連絡  
令和4年3月31日

公益社団法人 日本建築家協会 御中

国土交通省住宅局建築指導課  
市街地建築課

「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」の改正等について

平素より建築物のバリアフリー化の推進に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第30号）及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件の一部を改正する件」（令和4年国土交通省告示第403号）が令和4年3月31日に公布され、同年10月1日に施行されます。

改正する省令等の概要及び建築物のバリアフリー化に向けた留意事項について、下記の通りお知らせいたしますので、貴団体におかれましては、本改正の趣旨を踏まえ、共生社会の実現に向け、積極的な取り組みをお願いいたします。

また、貴団体の関係者に対しても、この旨周知いただけますようお願いいたします。

## 記

### 第1 「劇場等の客席」に係る建築物移動等円滑化誘導基準の設定

今回、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第114号）を改正し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第17条第3項第1号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（以下「誘導基準」という。）に、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂（以下「劇場等」という。）の客席に係る基準を新たに設定しました。

（劇場等の客席に係る主な誘導基準）

車椅子使用者用客席の数	劇場等に客席を設ける場合には、以下に示す数以上の車椅子使用者用客席を設けること。 ・客席の総数が200以下のときは当該客席の総数の2%
-------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>客席の総数が 200 を超え、2,000 以下のときは 当該客席の総数の 1% + 2</li> <li>客席の総数が 2,000 を超えるときは 当該客席の総数の 0.75% + 7</li> </ul>
車椅子利用者用客席の要件	<p>車椅子利用者用客席は次の要件を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅は 90cm 以上とすること</li> <li>奥行きは 120cm 以上とすること</li> <li>床は平らとすること</li> <li>車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること</li> <li>同伴者用の客席又はスペースを隣接して設けること</li> </ul>
車椅子利用者用客席の分散配置	客席の総数が 200 を超える場合には、車椅子利用者用客席を 2 箇所以上に分散して設けること。

客席を有する劇場等について、施行日以降に法第 17 条第 1 項の認定の申請を行う際には、車椅子利用者用客席の設置に関する誘導基準に適合することが必要となります。また、これに伴い「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」（平成 18 年国土交通省令第 110 号）を改正し、法第 17 条第 1 項の認定の申請図書に明示すべき事項を追加しておりますので、ご注意ください。

## 第 2 「劇場等の客席」に係る容積率の特例

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件」（平成 18 年国土交通省告示第 1490 号）で定める通常の建築物の建築物特定施設の床面積に、「劇場等の客席」として 0.5 m<sup>2</sup>/席を新たに規定しました。

認定特定建築物における劇場等の客席について、これを超える部分は、通常の客席の床面積を上回る車椅子利用者用客席の部分として、法第 19 条に基づき建築物の延べ面積の 10 分の 1 を限度として容積率算定上の床面積に算入しないこととなります。

劇場等の建築等にあたっては、この容積率特例を積極的に活用し、劇場等の客席のバリアフリー化を一層促進していただきますようお願いいたします。

## 第 3 建築設計標準の活用について

バリアフリー整備の参考として、令和 3 年 3 月に改定したガイドライン「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」において、劇場等の客席の設計や既存施設の改修のポイント等を掲載しておりますので、ご活用いただければ幸いです。

### 【本通知に関する問合せ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 亀元・野上

TEL：03-5253-8111（内線：39-545）